

I はじめに

この研究は、法律によって定められた種々の職業に関連する国家資格を分析することにより今後の職業訓練と国家資格との望ましいありかたを検討するための基礎資料を得ようとするものである。

現在、国家資格は300有余資格が制定されており、このうち約1/8は技能労働者に関係のある国家資格とされている。しかし、この技能労働者に関係があるとされる国家資格も、その資格の取得者を雇用する企業側の意図するところと、取得者自身が意図するところとは、そのとりあつかいかたに対する態度は異なっている。

例えば、企業の側では人事労務管理上の問題としてとらえることのほか、品質管理上の問題、あるいは営業政策の面からも問題にされる場合がある。

これに対して、資格取得者自身の側からみれば、賃金労働者として労働条件を有利にすること、独立自営を可能ならしめることによって本人の生甲斐を満足させること、地位上昇をはかること、あるいは労働移動を促進させること等に機能していると考えられる。この資格取得者個人にとっての意義については“技能検定合格者に対する処遇等の現状について¹⁾”、また“総高訓修了者の追跡に関する研究²⁾”からも指摘されており、職業訓練と国家資格とが有機的に結びつくことは、職業訓練の受講者にとって、経済的にも、精神的にも意義のあることとされている。

しかしながら、国家資格を取得することが取得者自身のメリットとなり、かつそれを社会的に定着させるためには、ただ単に、国家資格が職業訓練と結びついているだけでは意味がなく、まして、資格が制度化され、“存在”するばかりでは意味はない。国家資格が国家資格として権威づけられるためには、その取得者である個々の技能者を受け入れる組織の主たるもの、すなわち産業界で資格取得

者をどのように受け入れるか、その態勢が整備されているか否かが重要な問題として考えられねばならない。

たとえば、技能検定職種は現在75職種が制度化され、国家資格全体の中に占める割合も多いが、その75職種のうち“2級合格者”は“2級合格者”として、それぞれの職種がまったく等価に評価されている場合が多い。しかし、技能検定を除いた他の国家資格は、資格のもつ社会的責任度、取得の難易度等、それぞれに異なり、それを同じ尺度でもって評価することは難しい。このことが、技能検定以外の国家資格を技能者の賃金に結びつきにくくしているのではないかと考えられるが、しかしながら、国家資格は取得者のメリットにならなくては、かりに職業訓練と深い結びつきがあっても意味はうすい。

本分析では以上のような問題意識をもとに、職業訓練と国家資格とを結びつけるための基礎資料を作成することを目的とし、一方で取得者の処遇の実態、および取得者の処遇を社会的に密接なものとして定着させるための基礎資料を整理することを課題として着手したのである。

しかし、ここではこうした問題を整理するために必要な資料の作成をするにとどめ、具体的な問題点の指摘および具体的な検討は別報によることとした。

富田 康士

Ⅱ 本分析のみかた

1. 分析の対象

この研究で分析の対象とした資格は、法律によって定められた種々の職業に関連する国家資格に限定した。

したがって、ある特定の業界が独自の立場で制定した資格、あるいは特定の協会、団体等が独自の立場で制定した資格については、たとえその資格が社会的に高く評価され、効力をもつものであっても分析の対象からはずしている。また、個別企業において、独自の立場で制定されている社内資格についても分析の対象からはずしている。

以上のように分析の対象を限定し、第1次作業として、すでに制度化されている国家資格を個々に摘記した。なお、第1次作業に用いた文献および資料は下記のとおりである。

◇ 第1次作業に用いた文献・資料

“認定職業訓練実施状況報告書”(49年4月):労働省職業訓練局

“職業教育関係基礎資料”:文部省・職業教育課

“私立各種学校の学校数、学生生徒数、及び学費調べ”

:東京都学事部学事第2課

“労働安全衛生法実務便覧”:労働法令実務センター

“労働安全衛生法規則実務便覧”:労働法令実務センター

“職業訓練・技能検定とその特典”:遠藤政夫著

“技能検定のすすめ”:労働省・技能検定課

“新時代の職業”:労働省職業安定局、職業研究所

“女性のための職業百科”:自由国民社

“国家試験ガイダンス”:法学書院

“あなたがえらぶ100職種”:婦人少年協会

“国家試験資格試験全書”50年版：自由国民社

“東京各種学校案内”50年版：持桐書院

＜“現行職業資格検定と各種学校”：東京都私立各種学校協会・未刊資料＞

＜“各種養成施設（学校）の指定基準について”：文部省・未刊資料＞

なお、第2次作業として、上記の文献、資料から摘記された個々の国家資格を法令により、その法的根拠を確認した。

その結果、現行の国家資格については、その大部分を網羅することができたと考える。しかし、下記の者については、関係のある個々の資格を摘記することにかえて、＜＞でかこんで、従事者群として記入した。

◇ 従事者として記入した職業従事者

＜自動車運転者＞

＜海技従事者＞

＜航空従事者＞

＜航空工場検査員＞

＜公害防止管理者＞

＜教員＞

分析の対象とされた国家資格は以上のとおりであるが、これらの国家資格のうち、“等級”および“種類”のあるもの（例えば、1級、2級、上級、中級、初級、あるいは甲種、乙種等）については原則として下位の等級（2級、初級）、種類（乙種）の資格を分析の対象とした。

2. 国家資格の内容の分析

(1) 資格の性格

国家資格を、その取得上の性格面から分けると個人資格と任命資格に分けることができる。

☆ 個人資格

個人資格は、個人の意志と能力によって取得することのできる資格であり、国家資格の多くはこれに該当すると考えてよい。またこの資格は、ごく一部を除き、一度取得すると一生涯取得者個人にとって有効である。

本分析では、そうした資格を“個人資格”と呼ぶことにした。

☆ 任命資格

任命資格は、個人に取得意志と能力があるにもかかわらず、個人の希望だけでは取得することができない性格をもっている資格である。すなわち、この資格はある組織（国、地方公共団体、あるいは民間企業体等）が、その組織の健全な運営をはかるために、組織の責任者がその組織の構成員の中から適任者を選任することを義務づけられているものである。したがって選任された職員が、その組織体の職員であることを辞すれば自動的にその資格のもつ責任、権限からも解放されることになる。

本分析では、そうした資格を“任命資格”と呼ぶことにした。³⁾

(2) 就業制限の有無

国家資格を、仕事に従事することの可否の面から分けると、就業制限のある資格と就業制限のない資格に分けることができる。

☆ 就業制限のある資格

自動車を運転しようとする者は、自動車運転免許証の所持者に限られているし

そして、各国家資格の右肩に記した“V”、“H”、“M”は、現行の職業訓練の“開設訓練科”、高校における“学科”、各種学校における“学科”との関連の有無をあらわしたものである。すなわち、“V、H、M”のついている国家資格は、職業訓練校（V=VOCATIONAL TRAINING CENTER）、高校（H=HIGH SCHOOL）、各種学校（M=MISCELLANEOUS SCHOOL）を修了ないし卒業することによって、なんらかのメリットに結びついている国家資格であることを意味している。

次に、備考の高等学校欄には、高校で開設されている学科を、各種学校欄には各種学校で開設されている学科を、それぞれ日本標準職業分類の小分類の各職業従事者に対応させたものである。

ただし、高等学校の場合、学科の設置状況は、49年5月1日現在で271学科が設置されているが、⁹⁾ 本分析ではこの271学科を学科の内容別に分類した82の小学科を対応させることにした。

一方、各種学校で開設されている学科については、各種学校の校種分類表をもとにして東京都内で開校している各種学校の開設学科に限定して対応させた。

(1) 表(表5～表11)の説明

表5を、現行の職業訓練と国家資格との結びつきかたに限定してまとめてみると、次の4つに分類される。

- (1) 訓練科は開設されているが、それに対応する国家資格が制度化されていない。
- (2) 国家資格は制度化されているが、それに対応する訓練科が開設されていない。
- (3) 訓練科も開設されており、それに対応する国家資格も制度化されている。しかし、その国家資格は職業訓練校を修了しても取得することはできない。
- (4) 訓練科も開設されており、それに対応する国家資格も制度化されている。そして、その国家資格は職業訓練校を修了することによって取得しやすい

条件、あるいは資格そのものを取得することができる。

表6は、分類の(1)から訓練科は開設されているが、それに対応する国家資格が制度化されていない訓練科の一覧である。

表7は分類の(2)から国家資格は制度化されているが、それに対応する訓練科が開設されていない国家資格の一覧である。

表8は分類の(3)から訓練科も開設されており、それに対応する国家資格も制度化されている。しかし、その国家資格は職業訓練校を修了しても取得することはできない、科と資格の一覧である。

また表9から表11は分類の(4)を具体的に表わしたもので、まず表9は、“職業訓練校を修了することによって取得できる特典”であり、

表10は、“高校を卒業することによって取得できる特典”の一覧である。また、

表11は、“各種学校を修了することによって取得できる特典”の一覧である。

注)

- 1) 「技能検定制度に関する実態調査結果報告書」：労働省職業訓練局技能検定課、昭和49年4月
- 2) 訓大調査研究報告書第33号
- 3) 本分析で対象とした各種の“——主任者”は、“主任者となるべき資格を有する者”の中から選任される性格の国家資格で、本来ならば任命資格に分類すべきものである。しかし、本分析においては、“主任者となるべき資格を有したこと”をイコール“——主任者”と理解して、個人資格として分析した。
- 4) 職業分類表には労働省による分類表と行政管理庁による分類があるが、分類内容が職業訓練の開設科と比較するのに適していたこと、および統計の相互比較性を考えて、使用頻度の高い“日本標準職業分類”を用いた。

5) 開設訓練科は49年4月現在

6) 「高等学校における学科の設置状況」：文部省・職業教育課
49年5月1日現在

表1 本分析で対象となつた国家資